

譲渡担保法の制定と将来債権譲渡担保

事業再生/倒産ニュースレター

2025 年 9 月 10 日号

執筆者:

柴原 多

m.shibahara@nishimura.com

加藤 貴裕

ta.kato@nishimura.com

1. 始めに

日本の金融は不動産担保（具体的には抵当権・根抵当権）を中心に動いてきた側面があるが、実務上は動産や債権も譲渡担保（という形式での担保権）を中心に活用されてきた。

ところが譲渡担保は長年に亘って、実体法に関する規定が存在せず、判例理論を中心とした慣習法によって規律されてきた権利である。1998 年に譲渡担保に関する登記は法制度化されたが（詳細は「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」参照のこと）、実体法に関する規律は存在しなかったままである。

しかしながら、実務で使われているにも関わらず実体法が存在しないのは不便であるし、不動産担保融資からの脱却にもおぼつかない。そのため、2025 年になって、漸く譲渡担保に関する実体法（「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」、以下「譲渡担保法」という）が制定されるに至った（公布日：同年 6 月 6 日、施行日：公布から 2 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日）ため、その概要、とりわけ将来債権譲渡担保に関する規律を解説することとする。

2. 将来債権譲渡担保における固定化説 VS 非固定化説の対立

譲渡担保法制定以前、将来債権譲渡担保の取り扱いについて、とりわけ倒産法との関係では、大きく分けて 2 つの考え方に分かれていた。

1 つは固定化肯定説という考え方で、破産・再生手続開始決定により、譲渡担保権は固定化するので、「開始決定後に発生する債権には譲渡担保の効力は及ばない」という考え方である。この考え方は倒産実務家によって支持されてきた。なぜならば、開始決定後に発生した債権を債務者が利用できなければ、債務者の再生は困難になるからである。

これに対して、固定化否定説は、破産・再生手続開始決定によっても譲渡担保権は固定化せず、「開始決定後に発生する債権にも譲渡担保の効力は及ぶ」という考え方である。この考え方は金融実務家によって支持されてきた。なぜならば、金融機関としては当然に担保として保護される範囲が広い事を望むし、最高裁の考え方とも整合するように思われるからである。

3. 譲渡担保法による規律 1（償還）

当然のことながら、譲渡担保法ではこの点に関する規律が規定されているが、これにて一見落着かというところ、そう単純でもない。

まず 107 条 1 項は「集合債権譲渡担保権設定者について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったときは、集合債権譲渡担保権は、その後に発生した債権には及ばない。」として清算型手続に関しては固定化説に立つことを明らかにした。

ところが同条 2 項は「集合債権譲渡担保権設定者について再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があったときも、前項と同様とする。ただし、集合債権譲渡担保契約に別段の定めがある場合は、この限りで

ない。」と規定している。これは再建型手続に関して原則として固定化説に立つものの、別段の定めがあれば非固定化説的な扱いが許容されるというものである。当然ながら金融機関は通常「別段の定め」を設けるものと思われ、それでは固定化説の懸念は解消しない。

そこで、107 条 4 項は複雑な調整規定を置くこととした。具体的には「第 2 項ただし書に規定する場合において、集合債権譲渡担保権設定者についての再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定後に第 9 条第 1 項若しくは第 3 項、第 92 条第 1 項前段又は第 93 条において準用する第 60 条第 1 項若しくは第 61 条第 1 項の規定により集合債権譲渡担保権の被担保債権の全部又は一部が消滅したときは、再生債務者である集合債権譲渡担保権設定者若しくは再生手続における管財人又は更生手続における管財人は、次に掲げる債権を弁済するために支出した金額（消滅した被担保債権の額を限度とする。）を集合債権譲渡担保権者から償還させることができる。この場合において、当該金額の被担保債権は、消滅しなかったものとみなす。

- 一 再生手続又は更生手続における共益債権
- 二 一般優先債権
- 三 民事再生法第 85 条第 5 項に基づき弁済をすることの許可を受けた再生債権（以下略）」と規定する。

この条文は何を言っているかという再生手続を進行させるには①開始決定後に発生した共益債権（取引債権等が該当する）、②開始決定前に発生している一般優先債権（租税公課や労働債権等が該当する）、及び③少額債権保護の要請に基づいて弁済した再生債権¹については譲渡担保権者に償還できるとする事でバランスをとっている。つまり、例えば譲渡担保権者が将来債権から 1 億円を回収したとしても、再生債務者が共益債権等の支払いに 5000 万円を支出した場合には当該支出分を償還できるとすることで再生手続の進行を擁護している。

4. 譲渡担保法による規律 2（償還以外）

もっとも償還は事後の行為なので、事前の行為として、債権譲渡担保権の権利行使を抑制できないであろうか。この点、譲渡担保法は 2 つの手続を想定している。

1 つ目は 97 条 3 項の規定で「譲渡担保権（再生債務者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）を有する者については、民事再生法中再生債務者財産につき質権を有する者に関する規定を適用する。この場合において、同法第 31 条第 1 項中「債権を目的とする質権」とあるのは「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（略）第 2 条第 3 号に規定する譲渡担保権（以下この条において単に「譲渡担保権」という。）」と、同条第 3 項、第 4 項及び第 9 項中「債権を目的とする質権」とあるのは「譲渡担保権とする。」と規定されている。この点、（現行法ではなく、譲渡担保法の成立及び施行に合わせた改正後の）民事再生法 31 条 1 項は「裁判所は、再生手続開始の申立てがあった場合において、再生債権者の一般の利益に適合し、かつ、第 53 条第 1 項に規定する再生債務者の財産につき存する担保権を有する者（以下この条において「担保権者」という。）に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、相当の期間を定めて、その担保権の実行手続の中止（債権を目的とする質権の実行の禁止を含む。）を命ずることができる。ただし、その担保権によって担保される債権が共益債権又は一般優先債権であるときは、この限りでない。」と規定する。よって、今後、譲渡担保権については、民事再生法上の担保権実行中止命令（既になされている実行手続を止めるもの）及び

¹ 民事再生法 85 条 5 項は「少額の再生債権を早期に弁済することにより再生手続を円滑に進行することができるとき、又は少額の再生債権を早期に弁済しなければ再生債務者の事業の継続に著しい支障を来すときは、裁判所は、再生計画認可の決定が確定する前でも、再生債務者等の申立てにより、その弁済をすることを許可することができる。」と規定する。

禁止命令（新規に担保実行することを禁じるもの）の対象となることが明確になっている²。

2 つ目は、99 条以下の取消命令でこちらは少し複雑なため、その概要のみを記載すると、同条 1 項は「裁判所（略）は、再生手続開始の申立てがあった場合において、再生債権者の一般の利益に適合し、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがなく、かつ、再生債務者の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、民事再生法第 2 条第 2 号に規定する再生債務者等（略）の申立てにより、担保を立てさせて、第 66 条第 1 項の規定による通知³、動産特定範囲に属する動産に係る担保権の実行としての競売の手続又は第 94 条本文の規定による通知⁴の取消しを命ずることができる。（以下略）」と規定している。これは、譲渡担保の実務運用として、デフォルト通知までは設定者（債務者）に債権の取立を委任し、同通知以降は担保権者が取立を行うことが一般的であるところ、94 条の通知の取消し、つまり「通知したときは、集合債権譲渡担保権設定者は、債権特定範囲に属する債権を取り立てることができない。」という規定を巻き戻して（取消して）、設定者（債務者）による取立を可能とする（回復する）ことを目的としている。

5. まとめ

このように譲渡担保法は、民事再生手続において、約定に基づき固定化否定説が採用されたとしても①償還、②担保権実行中止命令及び禁止命令、③取消命令という武器を再生債務者に付与することで、担保権者との攻防に一定のルールを導入したということになる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応べく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com

² なお細かいことであるが、譲渡担保法では否認権の範囲も一部拡張されている。

³ 同項は「集合動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があった場合において、集合動産譲渡担保権者が帰属清算の通知又は処分清算譲渡をしようとするときは、その旨を集合動産譲渡担保権設定者に通知しなければならない。」と規定する。

⁴ 同条は「集合債権譲渡担保権の被担保債権について不履行があった場合において、集合債権譲渡担保権者が集合債権譲渡担保権設定者に対して特定範囲所属債権について第 92 条第 1 項前段の規定による取立て、前条において準用する第 60 条第 1 項に規定する帰属清算の通知又は前条において準用する第 61 条第 1 項に規定する処分清算譲渡をしようとする旨を通知したときは、集合債権譲渡担保権設定者は、債権特定範囲に属する債権を取り立てることができない。ただし、第三債務者にもその旨を通知しなければ、これをもって第三債務者に対抗することができない。」と規定する。